

意見広告

改正憲法21条2項(自民党案)は、現憲法の

「言論の自由」を否定!

I 自民党改憲案21条2項:

現憲法	自民党改憲案
「第21条(言論の自由) 1項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」(略)	「第21条(表現の自由) 1項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。 2項 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。」(略)

(強調 引用者)

1 上記自民党改憲案21条2項の「前項の規定にかかわらず」の文言により、同2項の文言と同1項の文言が矛盾する限度に於いて、2項の文言が、1項の文言に優越し、**1項の文言を全否定する。**

即ち、同21条2項の「前項の規定にかかわらず」の文言により、同21条1項の「言論の自由」は、**シッカリ否定されている。**

2 従って、事実上、一次的に、内閣総理大臣が、「ある行動が、【公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすること】に該当する」と判断し、政府が禁止命令を出せば、当該行動は、認められない。

3 内閣総理大臣が、「公益及び公の秩序を害することを目的とする活動」の言葉を広く解釈・適用するリスクがある。

そして、新憲法(自民党改憲案21条2項どおりの)成立を仮定すると、

【最高裁が、「内閣総理大臣の解釈は、広すぎるので、違憲である」旨判決すること

は、期待できない。

自民党改憲案21条2項の下では、【与党が衆参両院で過半数を占める】と仮定すると、

【内閣総理大臣独裁のリスクは、皆無!】

とは、断言できない。

4 自民党改憲案21条2項の下では、戦前の治安維持法(死刑、懲役等の罰則付)相当の立法も可能である。

II 実質的に見て、中国憲法51条と同じ!

中国憲法(訳):

第35条 国民は、言論、出版、集会、結社、行進、示威行動の自由を有する。
 第51条 国民は、自由と権利を行使する時は、国家、社会、集団の利益および他の国民の合法的自由や権利を害してはならない。

1 中国共産党政府は、中国憲法51条により、共産党否定の言論を、「国家、社会の利益を害する言論」として、禁止している(文責者の意見)。

2 自民党改憲案21条2項(「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。」)は、「言論の自由」否定の点で、実質的に**中国憲法51条**(「国民は、自由と権利を行使する時は、国家、社会、集団の利益および他の国民の合法的自由や権利を害してはならない。」)**と同じである。**

3 「起こり得ない」と断言できない、最悪のシナリオ:

(1) 麻生財務大臣の歴史的発言(「ワイマール憲法がいつの間にか変わって、ナチス憲法に変わっていたんですよ。だれも気が付かないで変わったんだ。あの手口学んだらどうかね。」(強調引用者)2013/7/29。但し、3日後撤回された。)が歴史に刻まれている。

(2) ほとんどの新聞・テレビは、現在、【自民党改憲案21条2項が現憲法の「言論の自由を否定」しているという大ニュース】を、大きく報道していない。そのため、国民の大部分(1億2000万人)は、この大ニュースを知らない。

(3) もし仮に、改憲の国民投票日の直前ですら、新聞、テレビがこの大ニュースを大きく報道しないようなことが、万一生ずれば、

【何も知らない投票人(約6000万人。文責者の推測)の過半数は、仮に、自民党

改憲案21条2項相当を含む憲法改憲案であっても、これに賛成し、改憲が成立するリスク

がある。

即ち、左記(1)の麻生財務大臣発言(「ワイマール憲法がいつの間にか変わって、ナチス憲法に変わっていたんですよ。だれも気が付かないで変わったんだ。」)どおりのことが、今、この日本で起こる、深刻なリスクが生まれている。

(4) ①左記(1)の麻生発言と

②「今日に至る迄、新聞・テレビの大きい報道が無いため、国民が、【自民党改憲案が現憲法の言論の自由を否定していること】に気付いていないこと」に照らすと、日本で、「言論の自由否定」国家(例えば、①中国共産党独裁の中国、②朝鮮労働党独裁の北朝鮮、③軍部独裁の日本(1932~1945年)、④ナチス独裁のドイツ(1933~1945年))の出現は、**絵空事とは断言できない。**

III 自民党改憲案47条 = 一人一票の否定

自民党改憲案47条:

「……各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。」

(強調 引用者)

即ち、同改憲案(47条)によれば、「各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して、定めなければならない」ので、結局、「一人一票」選挙(=人口比例選挙)は、否定される。

有権者有志は、自民党改憲案47条に強く反対する。

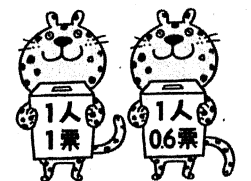
文責:弁護士 升永英俊

この意見広告は賛同者のご支援により掲載されました。あなたの1票の価値が0.何票分かチェックしてみましょう。



<http://www.ippyo.org/> 一人一票 検索

お問い合わせ | ippyo@ippy.org Fax.03-3780-3221
EメールとFaxのみで受付けております。
連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議